

<b>小康期</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況</li> </ul>
<b>目的：</b> 府民生活及び府民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>対策の考え方：</b> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

## (1) 実施体制

### (1)-1 実施体制

府対策本部は、国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、府行動計画等に基づき対策を協議し、実施する。(全部局)

### (1)-2 緊急事態解除宣言

府は、国が府域における緊急事態宣言を解除した場合は、基本的対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。

府は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、府有識者会議等の意見を踏まえ、必要に応じ府行動計画等の見直しを行う。(全部局)

### (1)-3 府対策本部及び市町村対策本部の廃止

① 府は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに府対策本部を廃止する。

② 市町村は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市町村対策本部を廃止する。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 サーベイランス

- ① 府及び京都市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。(健康福祉部)
- ② 府及び京都市は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(健康福祉部、教育委員会、文化環境部)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 府は、引き続き、府民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係部局)
- ② 府は、府民から相談窓口（専用コールセンター等）などに寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(関係部局)

### (3)-2 情報共有

府は、国、市町村、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(健康福祉部)

### (3)-3 相談窓口の体制の縮小

府は、状況を見ながら、相談窓口（専用コールセンター等）の体制を縮小する。(府民生活部)

市町村に対し、相談窓口の体制の縮小を要請する。(危機管理監、健康福祉部)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 予防接種

市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種を進める。

### (4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

市町村は、国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進める。

## (5) 医療

### (5)-1 医療体制

府は、京都市及び国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(健康福祉部)

### (5)-2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

① 府は、国において、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成されれば、医療機関に周知する。(健康福祉部)

② 府は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(健康福祉部)

### (5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

## (6) 府民生活及び府民経済の安定の確保

### (6)-1 府民・事業者への呼びかけ

府は、必要に応じ、引き続き、府民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。(関係部局)

### (6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

#### (6)-2-1 業務の再開

① 府は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(関係部局)

② 府は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等

の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係部局)

**(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資**

国内感染期の記載を参照。

**(6)-2-3 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

府、市町村及び指定（地方）公共機関は、国と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(関係部局)